

一般社団法人 地域安全学会功労賞規程

令和7年3月22日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人地域安全学会（以下「本学会」という）において、長年にわたり地域安全学会の理事として活動し、本学会の発展に顕著な貢献をした者を表彰するため、「地域安全学会功労賞」（以下「本賞」という）を設け、その運用について定める。

(表彰対象)

第2条 受賞者は、本学会の理事として6年以上の活動歴を有し、本学会の発展に顕著に貢献した者とする。

2 過去の功労賞受賞者は重ねて功労賞を受賞することはできない。

(推薦)

第3条 理事は推薦書を毎年12月20日までに提出することにより、功労賞受賞候補者を推薦することができる。

(決定)

第4条 功労賞受賞者は理事会における議を経て決定する。

(表彰)

第5条 功労賞受賞者には賞状および賞牌を総会において贈呈する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行うものとする。

(附則)

第7条 本規程は、令和7年4月1日から施行する。